

運動部活動の歴史的考察

大阪教育大学附属高等学校平野校舎 松田 雅彦

1. 目的 今日に至るまでの運動部活動の発展過程を整理することで、現状の運動部活動の本質課題を明確にすることを目的とする。

2. 方法 学習指導要領を中心とする体育・スポーツに関する過去の文献を調べることで目的の達成に向かう。

3. 結果および考察

(1) 運動部活動の成立とその過程①（明治～第二次大戦まで）

① 1859年（安政5年）の日米修好通商条約により開港外国人居留地にスポーツが輸入される

② 1884年（明治17年）東京大学に走舸（そうか）組が設立される。

③ 1886年（明治19年）には、ボートに水泳、陸上が加わり統括団体として「運動会」が帝国大学（東京大学を改称）に設立される。

①～③ここまでは、外国人がメンターとなり学生による自治組織として活動した。

④ 20年代後半から30年代には、中等教育学校において「校友会」や「運動会」の類似団体が結成される。

中等教育学校での運動部活動は、教員主導の活動となり子どもたちの自治活動の場として十分に機能しなかった。この時点から現在にいたるまで運動部活動の自治制は失われている。

⑤ 明治30年代から大正時代にかけて、大学や中学におけるスポーツの対外試合が活発になる。

勝利至上主義や過度な指導により、スポーツや動部活動の弊害に関して指摘される。

東京朝日新聞は1911年8月29日から9月11日まで「野球と其害毒」という連載を開始し、粗暴な行為、学業成績不振、運動場の占用などの問題を指摘した。また、1906年（明治39年）には、両校の応援が白熱し危険を伴う恐れがあるため早慶野球試合決勝戦が中止となった。

⑥ 第二次大戦に向かう中で、「校友会」が「報国団」に改変され、「校友会」所属の運動各部は、鍛錬部（武道や個人競技、球技など）と国防部（滑空、射撃、銃剣道、国防競技など）となった。

(2) 運動部活動の成立とその過程②（第二次大戦～現在）

① 1946年（昭和21年）5月に民主教育の手引きとして「新教育指針」が示される。

「体育指導はややもすれば、正科体育の指導に限定される傾向がある。今後はこのような弊害を改め、国民学校においては課外運動、中等学校以上の学校にあつては校友会の活動に適正な指導を与え、その運営を通して生徒の自発的活動を活かし、学校教育の一環たるはたらきを發揮せしめ、明朗なスポーツの実践を通して健康の増進と道義心の昂揚とに資せしむべきである。」

[文部省 1946「新教育指針」P 94-95]

この指針には、「一部」ではなく「すべて」の生徒を対象とすることが、さらに体育授業と校友会（児童会）と他教科との関連をもたせてスポーツの生活化をめざすことが強く意識されていた。それゆえ、対外試合は著しく制限され校内におけるスポーツライフの学習の場づくりが進められた。

② 東京オリンピックにむけて、対外試合の規制緩和と勝利至上主義の傾向が更に加速する。

この傾向により運動部活動は対外試合に出る人と出ない人に類別され、スポーツが一部の人のものとなっていく。

③ 1968年（昭和43年）小学校学習指導要領から「必修クラブ」が導入される。

教育課程内の「必修クラブ」は教員の仕事、運動部活動は、社会体育の活動として位置づけようとする。しかし、教育課程外の運動部活動における対外試合に教員の付き添いが必要なこと、手当が支給されたところで位置づけが曖昧になる。

④ 1989年（平成元年）学習指導要領の改定により、部活動に参加している生徒は、必修クラブを履修したとみなしてよい（部活動の代替措置）と認められるようになった。

運動部活動の位置づけがさらに曖昧になる。

⑤ 1998年（平成10年）に必修クラブが廃止される。

運動部活動の位置づけがより曖昧になる。

⑥ 大学へのスポーツ推薦、高校へのスポーツ推薦が導入される。

調査書記入のために勝利至上主義がさらに加速され、スポーツは進学等の手段となっていく。

⑦ 2012年（平成24年）桜宮高等学校における生徒の自殺問題がおきる。

文部科学省は、その対応として「体罰根絶に向けた取組の徹底について」[2013]の通知をだすとともに「運動部活動での指導のガイドライン」[2013]を示す。

⑧ 2017年（平成29年）に公表された「教員勤務実態調査」では、中学校教師の58%が過労死ライン（労災認定基準の時間外労働時間：1ヶ月100時間または2～6ヶ月の平均80時間）を超えていた。

2018年（平成30年）スポーツ庁は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を示し、運動部活動のあり方に関して規制を設けた。

（3）結果の考察

これらの流れを整理すると、高等教育機関における運動部活動の導入期は、スポーツ文化の理解者であり指導者である外国人がいて、スポーツ文化を楽しむことを核とした自治的活動がなされていた。しかし、学校教員の主導で性急にスポーツを広めたことで本来のスポーツ文化の伝承がうまくできなかった。その結果、自治組織としてのクラブ（校友会や生徒会）が育たず、運動部活動はチームおよび単一スポーツ種目単位による限られた年齢層の活動となった。さらに、対外試合の規制緩和と勝利至上主義の過熱化により、スポーツが「一部」の人のものとなる。そして、日本におけるスポーツは、社会からの要請と功利主義にのみこまれ、結果としての成果ゆえに価値あるものとして利用される（スポーツの手段化）ものとなった。国は、これらの傾向を何度も修正しようと試みるが、スポーツ文化の学習システムや学習内容について具体的に示しておらずアクションプランが提示できないまま現在に至っている。

4. まとめ

（1）運動部活動にかかる本質課題は、次の4つにまとめられる

- ① 自治組織としての機能不全
- ② クラブとチームの同一視
- ③ スポーツの手段化
- ④ スポーツ文化が身近にある社会のイメージ不足

（2）アクションプラン（課題の解決に向けて）

図1のように学校のスポーツ資源と地域のスポーツ資源を共有するシステムを作ることによって、課題を解決することができる。

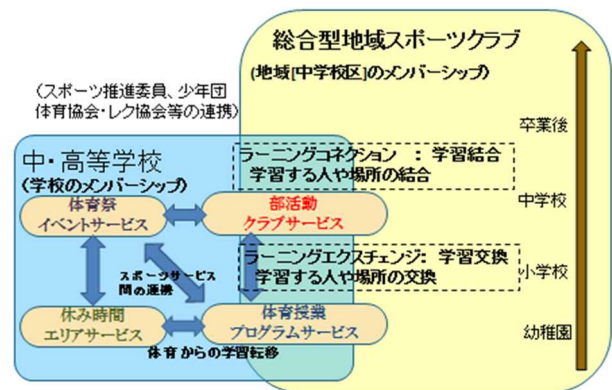


図1. スポーツライフの学習として地域-学校が共に学ぶプラットフォーム

参考資料

- (1) 1946年(昭和21年)5月に民主教育の手引きとして示された「新教育指針」から抜粋。

「体育指導はややもすれば、正科体育の指導に限定される傾向がある。今後はこのような弊害を改め、国民学校においては課外運動、中等学校以上の学校にあつては校友会の活動に適正な指導を与え、その運営を通して生徒の自発的活動を活かし、学校教育の一環たるはたらきを發揮せしめ、明朗なスポーツの実践を通して健康の増進と道義心の昂揚とに資せしむべきである。」

「体育の指導を通して、その効果を最大限度に發揮せしめるためには、体育の生活化にまで導かなくてはならぬ。それには先ず他教科との関係を保つとともに、体育を生活のあらゆる面にゆきわたらせることが必要である。」

「学校体育は、いうまでもなく学内のすべての生徒を対象として行われなければならぬ。かりにスポーツで有名な学校であったとしても、もしそれが、選ばれた一部少数者によって、もたらされた名誉であるならば、学校教育の立場からみて、その価値はきわめて少ないものといわなければならぬ。」(現代かなづかいで表記)

[文部省「新教育指針」1946：94-95]

- (2) 「新教育指針」をうけて改定された1953年(昭和28年)の「小学校学習指導要領体育編」から抜粋。

「体育科は、クラブ活動や児童会などの教科以外の活動と関係することなく行うことはできない。」[文部省「小学校学習指導要領体育編」1953：4]

- (3) 「新教育指針」『第六章 芸能文化の振興』から抜粋

「人々はなぜこのように芸能を求めているのであろうか。それは、「人がパンのみによって生きるものではない」からである。人生には「ゆとり」と「うるおい」とが必要である。生きるための仕事に、すべての時間と精力を費さないで、そこにいくらかでも「ゆとり」をつくり、その「ゆとり」を精神的な慰安に用いて、人生にくつろいだ気分、たのしい時間、心のきよめられる生活を持ちたいのである。」「新しい芸能文化は、それ自身が人生の目的として追求せらるべく、他の目的の手段であつてはならない。」「芸能文化は、他のいろいろな文化と並んで、同等の価値をもそれみずからにもっている。それは、道徳や宗教や科学の手段でもなく、政治や経済の方便でもない。」

(現代かなづかいで表記)[文部省「新教育指針」1946：99-100]

参考文献

1. 荒井貞光[1986]『これからのスポーツと体育』道和書院
2. スポーツの輸入については、増田靖弘が「スポーツクラブ」の項目で、運動部活動が日本に導入された過程と現在までの流れについては、木村吉次が「部活動」『最新スポーツ大事典』の項目で解説している。
3. 神谷拓[2015]『運動部活動の教育学入門 歴史とのダイアログ』大修館書店
4. 文部省訓令、学校体操教授要目 1913年（大正2年）において「休メ、集マレ、解カレ…徒手小隊教練、…執銃中隊教練」[文部省訓令 1913：24-25]など集団行動の内容が示されている。体操科から體練科への変更に関しては、高橋健夫が「体育」『最新スポーツ大辞典』[岸野 1987：711]において、「校友会」の「報国団」改変及び、鍛錬部、国防部の設置に関しては木村吉次が「部活動」『最新スポーツ大辞典』において解説している[岸野 1987：1090]。
5. 文部省[1946]『新教育指針』大阪書籍.94-95
6. 文部省[1947]『学習指導要領』日本書籍.
7. 文部省[1953]『小学校学習指導要領体育科編』明治図書出版
8. 文部省[1958a]『小学校学習指導要領』大蔵省印刷局.
9. 文部省[1958b]『中学校学習指導要領』明治図書出版.
10. 文部省[1960a]『高等学校学習指導要領』大蔵省印刷局.
11. 文部省[1960b]『中学校特別教育活動指導書』光風出版.
- 12.
13. 文部省[1968]『小学校学習指導要領』大蔵省印刷局
14. 文部省[1989]『中学校学習指導要領』大蔵省印刷局
15. 文部省[1989a]『中学校学習指導要領』大蔵省印刷局.
16. 文部省[1989b]『高等学校学習指導要領』大蔵省印刷局.
17. 朝日新聞[1994]「挑戦さまざま、私立や公立モデル校 学校 5日制月 2回へ」11月11日朝刊、p28.
18. 島崎仁[1998]『スポーツに遊ぶ社会にむけて』不昧堂.
19. 朝日新聞[2013a]「体罰翌日高2自殺 部顧問、平手でたたく」1月8日夕刊、p1.
20. 文部科学省[2013a]『体罰根絶に向けた取組の徹底について(通知)』.
21. 文部科学省[2013b]『運動部活動での指導のガイドライン』.
22. 朝日新聞[2013b]「勝利至上主義を否定 文科省部活ガイドライン」6月30日朝刊、p21.
23. 運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議[2013]「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書 ～一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して～」.
24. 朝日新聞[2016]「中学校の部活動」4月17日朝刊、p9.
25. 朝日新聞[2017a]「学校の業務と部活の両立 中学教員「限界」5割」11月18日朝刊.
26. 朝日新聞[2017b]「過重な業務、教員悲鳴 中学の6割が「過労死ライン」超え 文科省

調査」4月29日朝刊、p2.

27. 文部科学省[2017a]『教員勤務実態調査（平成28年度）の分析結果について』.
28. 文部科学省[2017b]『中学校学習指導要領』.
29. 文部科学省[2017c]『中学校学習指導要領解説 保健体育編』
30. スポーツ庁[2018]『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』.
31. 朝日新聞[2018]「部活動「量より質」へ」7月1日朝刊、p17.